

府公第91号

平成28年3月22日

最高裁判所長官 殿

内閣総理大臣

平成27年度公文書等移管計画について（通知）

標記について、別紙のとおり決定したので通知します。

つきましては、本移管計画に基づく歴史資料として重要な公文書等の移管方よろしくお願ひいたします。



(別紙)

平成27年度公文書等移管計画

平成28年3月22日決定

機関名	文書(ファイル数)			広報資料 (件数)	備考
	最高裁判所長官 からの申出分	内閣総理大臣 からの協議分	合計		
最高裁判所	16	0	16	18	

(別紙様式第1)

独立行政法人国立公文書館での保存を適當と認めるファイル

機関名：最高裁判所

番号	作成・取得 年度等	分類		名称（小分類）	作成・取得者	起算日	保存 期間	媒体の 種別	管理者	該当項目	利用制限	備考
		大分類	中分類									
1	2010年度	庶務第二係	報告・資料関係	人事官宣誓式（平成22年度）	秘書課長	2011年4月1日	5年	紙	秘書課長	イ		
2	2005年	統計情報係	条約・法令・通達の制定改廃	裁判統計（平成17年）	情報政策課長	2006年1月1日	10年	紙	情報政策課長	ア		
3	2005年度	第一課企画調整係	条約・法令・通達の制定改廃	通達・通知（平成17年度）	総務局第一課長	2006年4月1日	10年	紙	総務局第一課長	ア		
4	2010年度	主計課予算第四係	予算	その他（決算）（平成21年度分）（平成22年度）	経理局主計課長	2011年4月1日	5年	紙	経理局主計課長	イ		
5	2010年度	主計課予算第四係	予算	その他（決算）（平成22年度）	経理局主計課長	2011年4月1日	5年	紙	経理局主計課長	イ		
6	2010年度	第二課民事訴訟係	会議・協議会・研修	民事事件担当裁判官等事務打合せ（ミニ中央）議事概要（平成22年度）	民事局第二課長	2011年4月1日	5年	紙	民事局第二課長	ア		
7	2010年度	第二課簡易裁判所民事係	会議・協議会・研修	簡易裁判所民事事件担当裁判官事務打合せ議事概要（平成22年度）	民事局第二課長	2011年4月1日	5年	紙	民事局第二課長	ア		
8	2012年度	第二課民事訴訟係	会議・協議会・研修	医事関係訴訟委員会議事要旨（平成24年度）	民事局第二課長	2013年4月1日	3年	紙	民事局第二課長	ア		
9	1985年度	第三課執行手続係	刊行物事務	民事執行法規新旧対照条文（改訂版）	民事局第三課長	1986年4月1日	30年	紙	民事局第三課長	ウ①		
10	1985年	第一課企画係	刊行物事務	家庭裁判月報第37巻（1号～12号）	家庭局第一課長	1986年1月1日	30年	紙	家庭局第一課長	ウ①		

11	2010年度	第二課家事法規事件係	その他	通達・通知等（東日本大震災関連）（平成22年度）	家庭局第一課長	2011年4月1日	5年	紙	家庭局第二課長	ア			
12	2010年度	第二課家事手続第一係	会議・協議会・研修	調停委員協議会（平成22年度）	家庭局第一課長	2011年4月1日	5年	紙	家庭局第二課長	ア			
13	2012年度	第二課家事手続第二係	報告・資料関係	東日本大震災関係（平成24年度）	家庭局第一課長	2013年4月1日	3年	紙	家庭局第二課長	イ			
14	1985年度	第二課家事資料係	刊行物事務	改訂家事執務資料集中巻の一	家庭局第一課長	1986年4月1日	30年	紙	家庭局第二課長	ウ①			
15	1985年度	資料課資料係	刊行物事務	司法研修所論集（昭和60年度）（第74号）	司法研修所資料課長	1986年4月1日	30年	紙	司法研修所企画第二課長	ウ①			
16	1985年度	資料課資料係	刊行物事務	司法研修所論集（昭和60年度）（第75号）	司法研修所資料課長	1986年4月1日	30年	紙	司法研修所企画第二課長	ウ①			

（記載要領）

- 1 この様式には、別紙様式第3の「保存期間満了時の措置」欄に「移管」と記載したファイルについて記載する。
- 2 大分類、中分類、小分類、標準ファイル名及びファイル名に分類されたファイル（以下「5分類ファイル」という。）の場合は、「分類」の「大分類」欄に5分類ファイルの中分類を、「分類」の「中分類」欄に5分類ファイルの小分類を、「名称（小分類）」欄に5分類ファイルのファイル名を、それぞれ記載する。
- 3 「番号」欄には、全体の通し番号を記入し、最終的な全ファイル数が分かるようにする。
- 4 「作成・取得年度等」欄には、ファイルの作成日の属する年度（暦年で管理しているものについては、暦年）を西暦で記載する。
- 5 「名称（小分類）」欄には、ファイル管理簿に登載されているファイル名を記載する。
- 6 「作成・取得者」欄には、ファイルの作成日における文書管理者の官職名を「○○局○○課長」等と記載する。
- 7 「起算日」欄には、ファイルの保存期間の始期である年月日を西暦で記載する。
- 8 「保存期間」欄には、ファイルに設定された保存期間を記載する。
なお、ファイルの保存期間を延長した場合には、最初に設定した保存期間及び延長した保存期間を通算した期間を記載する。
- 9 「管理者」欄には、ファイルの保存期間満了時において当該ファイルを管理している文書管理者の官職名を「○○局○○課長」等と記載する。

(別紙様式第2)

独立行政法人国立公文書館での保存を適當と認める広報資料

機関名：最高裁判所

番号	作成・取得年度等	広報資料名	内容	作成・取得者	種別	管理者	利用制限	備考
1	2014年度	裁判員制度ナビゲーション 2014年（平成26年）9月改訂版	裁判員制度の紹介	広報課長	広報用冊子	広報課長		
2	2014年度	法廷ガイド 平成26年7月発行	裁判傍聴者用手続解説	広報課長	リーフレット	広報課長		
3	2014年度	裁判所ナビ 平成26年10月発行	裁判制度解説	広報課長	パンフレット	広報課長		
4	2014年度	司法の窓（第80号） 2015年（平成27年）5月発行	裁判所の一般広報	広報課長	広報誌	広報課長		
5	2014年度	そこが知りたい！裁判所～裁判所の仕組みと役割～	裁判所の一般広報	広報課長	DVD	広報課長		
6	2015年度	調停相談用ポスター	調停相談事業に基づく相談期日や場所について広く周知し、多くの国民に認識してもらうため各府に配布しているもの	民事局第二課長	ポスター	民事局第二課長		
7	2014年度	検察審査会Q&A（2014年度刊行）	検察審査会制度の説明	刑事局第一課長	パンフレット	刑事局第一課長		2013年度の増刷
8	2014年度	リーフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」	犯罪被害者の方のための制度の紹介	刑事局第二課長	パンフレット	刑事局第二課長		
9	2014年度	平成27年版 ごぞんじですか法廷通訳	法廷通訳の紹介	刑事局第二課長	パンフレット	刑事局第二課長		
10	2014年度	「裁判員制度-より多くの方に、参加していただくために-」	裁判員制度の紹介	刑事局第一課長	パンフレット	刑事局第一課長		
11	2014年度	「よくわかる！裁判員制度Q&A」（帯が緑色のもの）		刑事局第一課長	パンフレット	刑事局第一課長		
12	2010年度	家庭裁判所のあらまし	家庭裁判所の組織や取り扱う事件の説明	家庭局第一課長	パンフレット	家庭局第一課長		
13	2010年度	家庭裁判所のしおり	家庭裁判所で扱う事件の説明	家庭局第一課長	リーフレット	家庭局第一課長		
14	2012年度	少年審判について	少年審判制度について説明したもの	家庭局第二課長	リーフレット	家庭局第一課長		

15	2012年度	少年犯罪によって被害を受けた方へ	少年事件における被害者等に対する配慮制度について説明したもの	家庭局第二課長	リーフレット	家庭局第一課長		
16	2012年度	少年犯罪によって被害を受けた方へ～少年審判の傍聴について～	少年事件における被害者等の審判傍聴制度について説明したもの	家庭局第二課長	リーフレット	家庭局第一課長		
17	2010年度	参与員のあらまし	参与員の役割や身分、資格について広報する内容	家庭局第一課長	パンフレット	家庭局第二課長		
18	2014年度	家庭裁判所調査官一家族・人・社会の架け橋一	家庭裁判所と家庭裁判所調査官についての説明	家庭局第三課長	リーフレット	家庭局第三課長		

(記載要領)

- 1 この様式には、移管を行う広報資料について記載する。
- 2 「番号」欄には、全体の通し番号を記入し、最終的な全件数が分かるようにする。
- 3 「作成・取得年度等」欄には、ファイルの作成日の属する年度（暦年で管理しているものについては、暦年）を西暦で記載する。
- 4 「内容」欄には、広報資料名だけでは内容が分からぬ場合に、「〇〇施策の紹介」等、内容が分かるように記載する。
- 5 「作成・取得者」欄には、ファイルの作成日における文書管理者の官職名を「〇〇局〇〇課長」等と記載する。
- 6 「種別」欄には、広報誌、パンフレット、ポスター、ビデオ等の種別を記載する。
- 7 「管理者」欄には、ファイルの保存期間満了時において当該ファイルを管理している文書管理者の官職名を「〇〇局〇〇課長」等と記載する。
- 8 「利用制限」欄には、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第16条第1項第1号に掲げる情報に相当する情報が記載又は記録されている広報資料について、当該情報が次に掲げる(1)から(4)までのいずれに該当するかに応じ、それぞれに定める同号イからニまでの条項を記載する。
 - (1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報 イ
 - (2) 情報公開法第5条第2号又は第6号イ若しくはホに掲げる情報 ロ
 - (3) 公にすることにより、國の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると最高裁判所長官が認めることにつき相当の理由がある情報 ハ
 - (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると最高裁判所長官が認めることにつき相当の理由がある情報 ニ

1 0 「該当項目」欄には、当該司法行政文書が平成25年6月14日内閣府大臣官房長・最高裁判所事務総局秘書課長・同総務局長申合せ2の(イ)のアからエまでのいずれに該当するかを、同申合せの記号により記載する（記載例「ア」、「イ」、「ウ①」）。
なお、複数の項目に該当する場合には、全ての項目を記載する。

1 1 「利用制限」欄には、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第16条第1項第1号に掲げる情報に相当する情報が記載されている司法行政文書がつづられているファイルについて、当該情報が次に掲げる(イ)から(4)までのいずれに該当するかに応じ、それぞれに定める同号イからニまでの条項を記載する。

(1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報 イ

(2) 情報公開法第5条第2号又は第6号イ若しくはホに掲げる情報 ロ

(3) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると最高裁判所長官が認めることにつき相当の理由がある情報 ハ

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると最高裁判所長官が認めることにつき相当の理由がある情報 ニ